

ご存知ですか？ 銃刀法の自首減免制度

「自首減免制度」とは、
拳銃等及び拳銃実包を提出し、自ら届け出たものは、必ずその刑が軽減又は免除される というものです。

拳銃等及び拳銃実包を提出する行為は、不法所持という罪がすでに成立しているものの、殺人や発射罪といったより悪い罪を防ぐという面で意味があることから、必ずその刑を軽減又は免除することとしたものです。

対象となる一般的なケース

- ・拳銃等を持参して警察に出頭し、自己の犯罪事実を申告した場合
- ・他の事件で身柄を拘束されている者が、捜査機関の追及を受ける前に自発的に拳銃等不法所持の事実を申告して、その拳銃等を提出した場合

など

